



(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 河本 光宏

項 目	資料購入費
実 施 年 月 日	2019年 5 月 2 日
金 額	4,037 円
内 容	朝日新聞 4月分
支 払 先	(株)本田新聞舗
支 払 年 月 日	2019年 5 月 2 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

資料購入費

ASA 2019年4月分領収証 051091 7  
顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購 読 銘 柄	部 数	金 額
朝 日 新 聞	1	¥4,037
領 収 金 額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市五柳1丁目6番30号

5月2日



TEL: 072-634-2104 FAX: 072-635-5417

(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 6 月 4 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 5月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 6 月 4 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費

**ASA**

2019年 5 月分 領収証

05/09	7
顧客No.	

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額
朝日新聞	1	¥4,037
領収金額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

6月4日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 7 月 2 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 6月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 7 月 2 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費



2019年 6 月分 領収証

05/09 7  
顧客No. [redacted]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額
朝日新聞	1	¥4,037
領収金額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

7月2日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 8 月 5 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 7月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 8 月 5 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費

**ASA**

2019年 7 月分 領収証

05   09   7
顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額
朝日新聞	1	¥4,037
領収金額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	研修費
実施年月日	2019年 9 月 2 日
金額	38,820 円
内容	東京都板橋区議会基本条例の検証手法等の調査研修(研修報告書添付) (収集した情報を生かし、茨木市議会基本条例の検証を行った)
支払先	JR東海ほか
支払年月日	2019年 9 月 2 日
出納簿記入	記入済
摘要	

# 出張調書

項目	研修費			
出張者名	河本 光宏			
出張先	東京都板橋区			
用件	東京都板橋区議会基本条例検証の調査研修			
出張区分	日帰り管外			
期間	出発	午前 9 時	帰庁	午後 8 時
	9 月 2 日		9 月 2 日	
旅費額	交通費	日当	宿泊料	合計
	38,820 円	× 0 円 × 0 日 0 円	× 0 円 × 0 泊 0 円	38,820 円
経路	JR茨木駅～京都駅～東京駅～板橋区役所前駅～東京駅～京都駅～JR茨木駅			
備考				

令和元年9月7日

## 研修報告書

日時：令和元年9月2日（月）13：30

訪問先：東京都板橋区役所

東京都板橋区板橋2丁目66-1

研修テーマ：議会基本条例の検証

接見者：板橋区議会事務局

丸山博史 次長

鎌水貴博 調査係長、山川信也 調査係員、木村欣司 調査係員

飛田 歩 庶務係員

研修議員：議会基本条例検証会議 座長 河本光宏（報告）、副座長 岩本 守

茨木市議会基本条例検証会議は、平成30年11月19日に発足し、議会基本条例の検証を進めている。過去に、検証の手法が話し合われた経緯がないことから、条例施行後の各条文に沿った取り組み内容を整理すると共に、既に検証を進めている複数の議会の情報や資料を収集し、検証の方法も検討してきたところである。検証の方向性としては、条文に沿って、できるだけ客観的に評価することに主眼を置き、分かり易いという観点から、参考事例として、滋賀県長浜市や米原市、東京都板橋区に着目し、令和元年5月10日に長浜市を視察すると共に、東京都板橋区には、問い合わせを行ってきた。

今回、東京都板橋区の議会基本条例の検証に関して、詳細な調査および意見を交換する目的で、座長、副座長が代表して訪問した。

板橋区の議会基本条例の検証に関しては、検証の経緯、検証の手法、参考にされた自治体、有識者の活用について、既に問い合わせを行っていたが、比較的端的な回答であったことから、さらに追加の質問を事前に送付した。訪問時に、添付の1～5の詳細な回答資料を入手すると共に、資料に沿って、丁寧な説明が行われた。



板橋区の検証等の進め方としては、資料5のとおりであり、最初から、条例の検証、検証結果報告書の作成、必要に応じて条例改正作業という流れを想定して進めたとのことであり、まず、議会運営委員会が、検証を目的とする議会基本条例検証作業部会を設置して作業を進め、その作業部会が検証結果報告書を作成。その報告書に基づいて、今後の取り組みや条例改正を検討する目的で、新たに、議会基本条例等検討部会を設置し検討を進め、検討報告書を作成し、議会運営委員会に報告したとのことである。なお、両部会とも、一時的な部会であり、構成委員は、設置の都度、選出されている。議会運営委員会は、報告書に基づいて、東京都板橋区議会基本条例の一部を改正する条例を区議会定例会に提出し、全会一致により可決されたそうである。

検証に当たって、板橋区が参考とした自治体は、柏崎市、茅ヶ崎市、留萌市であるが、検証の判定方法については、柏崎市や茅ヶ崎市の方法と、それらの市を参考に板橋区議会事務局が作成した案の3つから、事務局案が選択されたそうである。

### 〔所感〕

参考事例として、まず、長浜市を訪問し調査したところ、長浜市では、検証は、議会運営委員会が行うこととされているが、実際には、議長の諮問機関である議会活性化検討委員会が取り組み、議会基本条例の検証も、議会改革の一つとして取り組まれていることが分かり、長浜市が用いている検証チェックシートは、条文から一步踏み込んだ内容になっていることの関連も理解できたところである。

茨木市の検証会議では、長浜市の視察結果から、まずは、条文に沿った検証を行う方向で意見が集束したことから、専門家の意見を聞くこととし、令和元年8月20日、立命館大学政策科学部、佐藤 満教授（政治過程論）、馬淵 勝教授（行政学・公共政策分析）とのブレインストーミングを行った。各条文に沿った取り組み内容の整理の仕方等の助言を得ると共に、検証方法についても、東京都板橋区の手法が評価されたことから、詳細な点を確認するため、板橋区を訪ねることとした。

板橋区においては、当方からの質問に、丁寧かつ詳細に文書で回答して頂き、十分なやり取りができ、訪問した甲斐があった。

そのお蔭で、板橋区の経緯や、検証の流れ、検証後の取り組みなどがよく理解できた。検証の流れについては、検証とその後の取り組みを分けて考えられている点は、茨木市の検証会議でも同様の意見が出ており、共感できた。

判定方法については、柏崎市の“できているかどうか”の評価基準、茅ヶ崎市の“条文の運用と修正”に関わる部分の両方を考慮して、板橋区のオリジナル的な判定項目が作成されている。これは、事務局が案を作成されたというこ

とであり、茨木市の検証会議で指摘された「適切に運用されている」の「されて」の表現については、事務局が案を作成されたことに関連が伺われる。なお、有識者は活用されておらず、議員の自己評価のみの検証とされている。

また、自己評価の観点から、パブリックコメントの募集はされていないということである。

板橋区の検証法を参考とする場合は、出典を明かにするようにとのことであり、今後も意見交換ができるような関係が構築できた。

以上



ITABASHI

板橋区議会事務局次長



HOST CITY

丸山 博史

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL03(3579)2701 FAX03(3579)2780  
E-mail:  
maruyama.hiroshi@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI

板橋区議会事務局  
調査係長



HOST CITY

鎌水 貴博  
やりみず たかひろ

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL03(3579)2704 FAX03(3579)2780  
E-mail:g-chosa@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI

板橋区議会事務局  
調査係



HOST CITY

山川 信也

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL03(3579)2704 FAX03(3579)2780  
E-mail:g-chosa@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI

板橋区議会事務局  
調査係



HOST CITY

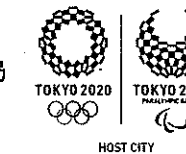
木村 欣司

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL03(3579)2704 FAX03(3579)2780  
E-mail:g-chosa@city.itabashi.tokyo.jp



ITABASHI

板橋区議会事務局  
庶務係



HOST CITY

飛田 歩

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL03(3579)2703 FAX03(3579)2780  
E-mail:g-shomu@city.itabashi.tokyo.jp



令和元年9月2日

板橋区議会への質問項目について（回答）

1

1. 全体的な内容について

- 1) 「議会基本条例検証作業部会」の議会での位置づけ（特別委員会など）は、どのようにされていますか。メンバーの構成はどのようになっていますか。一時的な部会ですか。日程、会議録、傍聴等、会議の公開については、どのようにされていますか。

資料2のとおり、議会基本条例の検証主体は、議会運営委員会がおこなうことと申合せされているが、議会基本条例検証作業部会（以下、検証作業部会という）は条例の検証作業を専門的・集中的に行うことを目的として、議会運営委員会が設置を決定した会議体である。

メンバー構成は、各会派における議会運営委員会への委員選出人数と同様とし、計9名の委員で構成される一時的な部会である。

会議の公開については第1回検証作業部会において検討を行った結果、非公開とした。

- 2) 「議会基本条例検証作業部会」の作業期間、経過について、お聞かせください。

平成29年6月20日	議会運営委員会で検証作業部会の設置を決定
9月15日	第1回検証作業部会 検証方法、日程等の決定
10月16日	第2回検証作業部会 1～7条を検証
11月1日	第3回検証作業部会 8～12条を検証
11月29日	第4回検証作業部会 13～17条を検証
12月14日	第5回検証作業部会 18～21条を検証
平成30年1月10日	第6回検証作業部会 22～26条を検証
1月29日	第7回検証作業部会 27～29条等を検証
2月14日	第8回検証作業部会 検証報告書最終決定
3月1日	議会運営委員会へ検証結果を報告

その後、区議会ホームページ及び区議会だよりにて検証結果を公表

検証結果報告書については資料3のとおり

平成30年5月21日 議会運営委員会で「議会基本条例等検討部会」設置し、6月29日～11月29日までの間に計6回さらなる検討を行い、条例を改正した。

2

議会運営委員会における議会基本条例の検証作業について

東京都板橋区議会基本条例第29条に規定されている表題の取り扱いを下記のとおりとする。

記

- 1 検証を行う主体  
議会運営委員会
- 2 検証時期  
議員の任期開始後3年目の第2回定例会以降、検証を行うものとする。
- 3 検証方法
  - (1) 議会基本条例に明記された諸原則に基づく具体的な取り組み状況及び課題等を議会運営委員会で検証・議論する。
  - (2) 検証結果については、報告書としてまとめ、公表する。
  - (3) 検証結果に基づき、条例を改正する場合は、議会基本条例第29条第4項の手続きをとることとする。
- 4 区民への公表  
いたばし区議会だより及びホームページにおいて公表する。

以上

<参考>

（見直し手続）

第29条 議会は、議会運営がこの条例の目的及び原則等に即して行われているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を区民に公表するものとする。

- 2 前項の検証は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回実施するものとする。
- 3 議会は、前2項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。
- 4 議会運営委員会は、前3項の規定による検証の結果、この条例を改正する場合は、あらかじめ全ての議員を対象とした会議を開催して改正する内容を説明し、及び意見を聴取しなければならない。

この資料は、市議会事務局で保管しております。

# 令和元年度版 議会要覧

茨木市議会様  
よろこぼ板橋区へ！



板橋区観光キャラクター  
りんりんちゃん

板橋区議会事務局

## 議会基本条例検証結果報告書

# 別紙1

条文	取組み状況:実績	検証結果		検証結果が2-4の場合は、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第1条 目的 この条例は、議会及び議員の活動原則並びに議長の実務を明らかにするとともに、区民と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的事項を定めることにより、区民の負担の軽減に資する議会の実現を図り、もって区民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	【●取組み状況や現状の課題等】	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでも取り組み <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 条例の目的についての条文であり、運用面での検証については行わない	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 さらなる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	
第2条 定義 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 区 基礎的な地方公共団体としての板橋区をいう。 (2) 区民 区内に在住する者(区内に通勤し、又は通学する者を含む。)及び区内で活動する法人その他の団体をいう。 (3) 区長等 区長その他の執行機関及びこれらの執行機関の事務を補助する職員をいう。 (4) 委員会 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。	【●取組み状況や現状の課題等】	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでも取り組み <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、さらなる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 定義についての条文であり、運用面での検証については行わない	<input type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 さらなる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	

(議員-1)

支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 9 月 3 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 8月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 9 月 3 日
出納簿記入	記入済
摘要	

資料購入費

ASA 2019年 8 月分 領収証

051091 7  
顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額
朝日新聞	1	¥4,037
領収金額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

9月3日



TEL: 072-634-2104 FAX: 072-635-5417

資料購入費

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 河本 光宏

項 目	資料購入費
実 施 年 月 日	2019年 9 月 30 日
金 額	4,037 円
内 容	朝日新聞 9月分
支 払 先	(株)本田新聞舗
支 払 年 月 日	2019年 9 月 30 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

ASA

2019年 9 月分 領収証

05 | 09 | 7 |  
顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購 読 銘 柄	部 数	金 額
朝 日 新 聞	1	¥4,037
領 収 金 額		¥4,037 (税込)

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

9月30日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

領収書等貼付用紙

資料購入費

(議員-1)

支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 10 月 31 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 10月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 10 月 31 日
出納簿記入	記入済
摘要	

ASA

2019年 10 月 領収証

顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額	本体額	領収金額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738税 299

※は軽減税率対象

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

10月31日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 11 月 30 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 11月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 11 月 30 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費

**ASA** 2019年 11月 領収証 05.09. 7  
 顧客No. [REDACTED]  
 茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額	本体額	領収金額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738 税 299

※は軽減税率対象  
 朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
 茨木市玉櫛1丁目6番30号

TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417



※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2019年 12 月 25 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 12月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2019年 12 月 25 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費

**ASA**

2019年 12月 領収証 05.09. 7

顧客No. [REDACTED]

茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額	本体額	領収金額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738 税 299

※は軽減税率対象

朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

12月25日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

領収書等貼付用紙

資料購入費

ASA 2020年 1月 領収証 05.09.7  
 茨木市東奈良1丁目 9-15 顧客No. [REDACTED]

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額	本体額	領収金額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738税 299

※は軽減税率対象  
 朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
 茨木市玉櫛1丁目6番30号

2月2日



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

(議員-1)

支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2020年 2月 2日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 1月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2020年 2月 2日
出納簿記入	記入済
摘要	

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。



(議員-1)

# 支払伝票

議員名 河本 光宏

項目	資料購入費
実施年月日	2020年 2 月 25 日
金額	4,037 円
内容	朝日新聞 2月分
支払先	(株)本田新聞舗
支払年月日	2020年 2 月 25 日
出納簿記入	記入済
摘要	

## 領収書等貼付用紙

資料購入費

**ASA** 2020年 2月 領収証 05.09.7  
 茨木市東奈良1丁目 9-15  
 顧客No. [REDACTED]

河本 光宏 様

購読銘柄	部数	金額	本体額	領収金額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738 税 299

※は軽減税率対象  
 朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
 茨木市玉櫛1丁目6番30号



TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

領収書等貼付用紙

資料購入費

(議員-1)

支 払 伝 票

議員名 河本 光宏

項 目	資料購入費
実 施 年 月 日	2020年 3 月 26 日
金 額	4,037 円
内 容	朝日新聞 3月分
支 払 先	(株)本田新聞舗
支 払 年 月 日	2020年 3 月 26 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

ASA 2020年 3月 領収証 05.09.7  
顧客No. [REDACTED]  
茨木市東奈良1丁目 9-15

河本 光宏 様

購 読 銘 柄	部 数	金 額	本 体 額	領 収 金 額
※朝日新聞	1	4,037	3,738	¥4,037
				8%対象 3,738 税 299

※は軽減税率対象  
朝日新聞専売所 (株)本田新聞舗 真砂営業所  
茨木市玉櫛1丁目6番30号

TEL:072-634-2104 FAX:072-635-5417



※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

### 支 払 伝 票

議員名 河本 光宏

項 目	広報・広聴費
実 施 年 月 日	2020年 3 月 31 日
金 額	32,439 円
内 容	交通費 ガソリン代 2019年度分 64,878円×0.5=32,439円
支 払 先	山文商事(株) DD茨木SS
支 払 年 月 日	2020年 3 月 31 日
出 納 簿 記 入	記 入 済
摘 要	

### 支 払 調 書 (交 通 費)

項 目	広報・広聴費	
金 額	64,878 円	
場 所	市内一円	
最 寄 駅		
期 間	2019年 4 月 1 日 ~ 2020年 3 月 31 日	
使 用 明 細	金 額(円)	備 考
ガソリン等燃料費	64,878	
高速道路通行料	0	
駐車場代	0	
計	64,878	
上記のとおり確かに支払いいたしました。		
2020年 3 月 31 日		
茨木市議会議員		河本 光宏

領収書等貼付用紙

広報・広聴費

No20190410-3094 領収書 2019年04月10日 12:15

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥6,018  
(内消費税額: ¥446)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/04/10 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190426-7277 領収書 2019年04月26日 16:43

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥5,507  
(内消費税額: ¥408)

但し、ガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/04/26 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190530-7288 領収書 2019年05月30日 10:35

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥6,857  
(内消費税額: ¥508)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/05/30 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190618-3944 領収書 2019年06月18日 16:21

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥6,756  
(内消費税額: ¥500)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/06/18 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

領収書等貼付用紙

広報・広聴費

No20190629-6881 領収書 2019年06月29日 12:45

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥6,512  
(内消費税額: ¥482)

但し、ガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/06/29 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190713-2361 領収書 2019年07月13日 11:37

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥5,989  
(内消費税額: ¥444)

但し、ガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/07/13 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190725-5376 領収書 2019年07月25日 10:14

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥6,771  
(内消費税額: ¥502)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/07/25 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

No20190810-2030 領収書 2019年08月10日 09:59

河本 光宏 様

お支払い方法: 現金 ¥4,434  
(内消費税額: ¥328)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL.072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/08/10 (600262) 072-635-5909 担当者 [REDACTED]

※領収書等は重ならないように枠内に貼付してください。

領収書等貼付用紙

広報・広聴費

No20190824-5565 領収書 2019年08月24日 11:40

河本 光宏 様

お支払い方法：現金 ￥5,844  
(内消費税額： ￥433)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/08/24 (600262) 072-635-5909 担当者: [REDACTED]

No20190916-3660 領収書 2019年09月16日 14:29

河本光宏 様

お支払い方法：現金 ￥5,197  
(内消費税額： ￥385)

但し、レギュラーガソリン 代として  
上記 正に領収いたしました

山文商事株式会社 DD茨木SS TEL072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/09/16 (600262) 072-635-5909 担当者: [REDACTED]

No20191026-5634 領収書 2019年10月26日 15:55

河本 光宏 様

お支払い方法：現金 ￥4,993  
(消費税10%対象： ￥4,993 内消費税： ￥454)

但し、レギュラーガソリン 代として上記 正に領収いたしました  
山文商事株式会社 DD茨木SS TEL072-635-5909  
大阪府茨木市沢良宜西1-3-12 FAX072-637-3617

2019/10/26 (600262) 072-635-5909 担当者: [REDACTED]